

平成23年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	児童虐待・DV対策等総合支援事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度		担当課室	家庭福祉課		高橋 俊之	
会計区分	一般会計		施策名	Ⅲ-1-5 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	○児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について(厚生労働事務次官通知 平19.12.3 厚生労働省発雇児第1203001号) ○児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知 平17.11.11 雇児発第1111001号) ○子ども・子育てビジョン(平22.1.29 閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施について、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とするため、複数の事業を統合した補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	当該補助金では次の事業を実施している。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥身元保証人確保対策事業、⑦婦人相談員活動強化事業、⑧売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑨児童虐待防止医療ネットワーク事業(詳細は別添参照) ○実施主体:①~⑤ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥ 都道府県、市、福祉事務所設置町村 ⑦ 都道府県、市 ⑧・⑨ 都道府県 ○補助率:1/2						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算	2,329	2,473	2,508	2,121	2,468
		補正予算					
		繰越し等					
		計	2,329	2,473	2,508	2,121	2,468
		執行額	1,665	1,649	1,742		
	執行率(%)	71.49%	66.68%	69.46%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
	本事業は統合補助金のため、自治体の各々のニーズに応じた事業を実施するため、定量的な成果目標を示すことはできない。	成果実績		-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	児童虐待・DV対策等総合支援事業の自治体からの交付申請件数	活動実績(当初見込み)	県・市	294	295	311 (311)	- (318)
単位当たりコスト	5,601,286(円/件)		算出根拠	平成22年度の執行額1,742百万を、平成22年度の交付申請件数311件で割返したもの。			
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	児童虐待防止対策支援事業等	1,473	1,786	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止対策支援事業の充実 未成年後見人支援事業(新規) 児童家庭支援センター運営事業の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ①か所数の増 (108か所→112か所) ②心理療法担当職員の常勤化か所数の増 (26か所→50か所) ③退所児童等アフターケア事業か所数の増 (6か所→8か所) 児童虐待防止医療ネットワーク事業(新規) 			
	婦人相談員活動強化事業等	648	682				
計	2,121	2,468					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	-
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	-
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、国として確実な実施を保障する観点から、また、これらの対策の対象は声が小さく、立場が弱い方々であるため、自治体間に取組の格差が拡大しないようにし、かつ、その取組の水準が大幅に後退することなく全体として引き上げるようにする観点から、国が率先してその推進を図っていくことが必要である。また、自治体のニーズもあり、優先度の高い事業である。</p> <p>自治体は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業の国庫補助について(平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号)」の規定に基づき、事業実績報告書及び歳入歳出決算書抄本を厚生労働省に提出することとされており、これらの提出書類の内容により支出先の使途を確認し、さらに必要に応じて自治体からその内容の聞き取りや参考となる資料の提出を求め支出状況の確認を行っている。</p> <p>他の点検結果についても妥当であることから、児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策をより一層推進していくため、引き続き当該事業を実施する必要がある。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>児童虐待・DV対策等総合支援事業については、事業の必要性は認めるものの、例年の執行率が低いことから、予算と執行の乖離の要因等を精査し、執行率の低調な事業については積算を見直すことにより予算の縮減を図る必要がある。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
<p>児童虐待・DV対策等総合支援事業については、平成23年度の予算編成過程において執行状況等を踏まえ予算の縮減を図ったところ。なお、平成24年度概算要求においては、児童虐待防止対策支援事業について事業の見直しを図っており、また、里親支援機関事業について直近実績等の反映を行っている。(反映額:▲1百万円)</p>			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

厚生労働省
1,742百万円

交付申請書の内容審査、交付決定等



【補助】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、
市、福祉事務所設置町村
1,742百万円
311都道府県市

A

児童虐待・DV対策等総合支援事業事業の実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
福祉保健費国 庫負担金					
(児童福祉諸 費)	児童虐待防止対策支援事業等	41			
(女性福祉諸 費)	婦人相談員活動強化事業等	26			
計		67	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	福祉保健費国庫負担金	67.2		
2	北海道	福祉保健費国庫負担金	55.1		
3	兵庫県	福祉保健費国庫負担金	51.1		
4	愛知県	福祉保健費国庫負担金	47.8		
5	大阪府	福祉保健費国庫負担金	46.7		
6	横浜市	福祉保健費国庫負担金	44.5		
7	大阪市	福祉保健費国庫負担金	37.5		
8	埼玉県	福祉保健費国庫負担金	37.1		
9	山口県	福祉保健費国庫負担金	36.7		
10	福岡県	福祉保健費国庫負担金	35.6		

児童虐待・DV対策等総合支援事業

～ 一般会計 ～

2,121,232千円 → 2,467,928千円

【主な内容】

- ・ 児童虐待防止対策支援事業の充実
未成年後見人支援事業（新規）
- ・ 児童家庭支援センター運営事業の拡充
 - ①か所数の増 (108か所→112か所)
 - ②心理療法担当職員の常勤化か所数の増 (26か所→50か所)
 - ③退所児童等アフターケア事業か所数の増 (6か所→8か所)
- ・ 児童虐待防止医療ネットワーク事業（新規）
都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置

1. 予算額の推移

(単位：百万円)

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求
予 算 額	2,329	2,473	2,508	2,121	2,468

2. 事業の目的

各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設することにより、児童虐待防止対策・DV対策等の一層の推進を図る。

3. 対象事業

(1) 児童虐待防止対策支援事業

児童相談所等の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人の推進を図るための事業。

(2) ひきこもり等児童福祉対策事業

ふれあい心の友訪問支援事業（メンタルフレンドの派遣）、ひきこもり等児童宿泊等指導事業（一時保護所等に宿泊又は通所させ集団的に生活指導等を実施）。

(3) 児童家庭支援センター運営等事業

地域に密着した相談支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じるための事業。

(4) 里親支援機関事業

里親制度の広報啓発等新規里親の掘り起こし、里親・里子のマッチングなどの委託の推進、里親の資質向上や委託里親への支援などを行う事業。

(5) 基幹的職員研修事業

社会的養護関係施設に配置する基幹的職員の資質確保等のための事業。

(6) 身元保証人確保対策事業

児童養護施設等を退所する子どもや女性が安心して、就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業。（施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が保険会社と契約し、その保険

料を補助。)

(7) 婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の活動に必要な手当等の経費。

(8) 売春防止活動・DV対策機能強化事業

DV被害者の保護等を広域的に行うための関係機関ネットワーク事業、婦人保護施設退所者自立生活援助事業、休日夜間電話相談事業、法的対応機能強化事業、外国人DV被害者・人身取引被害者を支援する専門通訳者養成研修等。

(9) 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の虐待対応体制の整備の底上げを図るための事業。

4. 補助根拠

予算補助

5. 実施主体

- ・都道府県・指定都市・児童相談所設置市（3の(1)～(5)の事業)
- ・都道府県・市・福祉事務所設置町村（3の(6)の事業)
- ・都道府県・市（3の(7)の事業)
- ・都道府県（3の(8)及び(9)の事業)

6. 補助率

国1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

（身元保証人確保対策事業のうち母子生活支援施設については国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4）